

地域社会に関する覚え書

山 本 剛 郎

□ 鈴木栄太郎の都市理論

(1) 正常人口と正常生活の理論

鈴木栄太郎は「都市社会学原理」の中で正常人口と正常生活の理論を展開している。これは、複雑な都市の社会構造は正常人口の正常生活に即して維持されており、その反対の極にある異常人口と異常生活は都市にとっていわばチリのようなものであり、われわれは都市分析を進めるにあたってこの非本質的部分をとりのぞいて考えていかなければならない、とするものである。

以下、この正常人口の正常生活の理論をやや詳細にみよう。¹⁾ 鈴木によれば、正常、異常の概念は人間の社会生活に関して本質的な意味をもったものであり、数量の上での大小ではない。正常な生活とは、その生活の型を続けてゆくことによって少くとも社会の生活が存続しうる、すなわち生活の再生産が順調におこなわれる状態を意味し、異常な生活とはその生活の型を大多数の人口が持続すれば社会生活の存続がありえない状態をいう。すなわち、社会生活の存続の可否が正常生活、異常生活を区別する基準となっている。

分析を深めるために、鈴木は人の一代を次の4期に分ける。²⁾ それらは i) 学齢までの幼児期、ii) 入学から卒業までの習学期、iii) 職業期、iv) 離職後の老衰期、である。人は学齢に達すれば学校で習学し、さらに学校を卒えてからは生業に就いて生活の資を得る。多くの人がそういう生活を続けること

によって、社会生活は存続している。その意味でかれらは正常人口であり、その生活は正常生活とみなされる。逆に、その反対の極にある人、すなわち学齢に達しても学校にゆかない人、学校を卒えても職に就かず遊惰放浪の生活をする人、さらに病に倒れている人は異常人口とされている。つまりそのような生活を送る人ばかりでは社会生活が存続しえないという意味でかれらは異常人口であり、かつかれらの生活は異常生活のカテゴリーに入れられている。

表1 人口と生活の組み合せ

生活 人口	正常生活	異常生活
正 常 人 口	タイプI	タイプII
異 常 人 口	タイプIII	タイプIV

なお、正常人口と正常生活、異常人口と異常生活はそれぞれが常にペアをなすわけではない。それらは人口と生活のくみ合せから生じた4つのタイプのうちの2つにすぎない。人口と生活のくみ合せを整理しておくと表1のとおりである。(I)と(VI)はすでにみたとおりである。(V)の異常人口の正常生活ということは理論的にありえない。正常生活を維持できる人は異常人口ではありえないからである。しかし、異常生活をしているからといってその人を異常人口ときめつけることはできない。正常人口の異常生活つまり(V)はきわめて多くみられる現象である。換言すれば、正常人口はいつも正常生活を続けているわ

(1) 鈴木栄太郎、都市社会学原理、136頁、有斐閣、昭和32年

(2) 鈴木栄太郎、前掲書137頁、143頁

けではない。早朝からたとえばパチンコ店や劇場が習学期あるいは職業期に属していると思われる人であふれていることがある。しかしそく観察すると、かれらの顔ぶれは同じではなく、毎日異なっている。これはかれらのその日一日の行動に限っていえば正常人口の異常生活の状態を示したものである。田舎から久しぶりに出てきた両親を連れて、会社を休んで市内見物をおこなっている孝行息子の一日もやはり正常人口の異常生活ということになる。³⁾ このような生活はそれを1日か2日ならば続けることは許されるであろう。しかし、これをそのまま長期に亘って持続した場合には、かれらの所属する集団はかれをそこから除外してしまうであろう。それはかれに正常人口（の異常生活）から異常人口（の異常生活）への変更をもたらすことになる。したがって人は一般に自己の異常生活を最少限におさえ、もとの正常生活にもどる努力を日々くりかえし行なっているといえよう。鈴木はこのごく一般にみられる正常人口の異常生活をも都市社会の分析から除外することを提唱している。⁴⁾

(2) 都市の社会集団

人が主として依拠する集団は、先にあげた4つの

(3) 鈴木栄太郎、前掲書143頁

(4) 鈴木栄太郎、前掲書143頁

なお、ここで正常人口と正常生活の理論について一言つけ加えておこう。

鈴木栄太郎は錯雜混乱の都市現象の中に規律性や秩序を見い出そうとした。そのため、都市生活の中に含まれているいわばチリのようなものを除去する努力を払い、その結果生み出されたのが正常人口の正常生活の理論である。それによれば一定の生活の型をもち、それを相互に期待しあい、互いに他の存在に有用さを認め、互いに利用しあって生活しているのが正常人口の世界である。そこで生活においては社会的拘束が甚だ強く、社会的規範に反することはとがめられ、社会的鞭の下で行動することが必要とされる。社会生活はこの正常人口の正常生活によって動いており、したがって都市の社会構造は正常人口の正常生活に即して形成されていると鈴木は考える。この理論は都市の社会構造を究明するための操作上の手続として示されたものであり、これをもとに現実の都市社会を忠実に追求することはできない。鈴木も認めているように都市の社会病理現象をも含んだものが現実の都市社会であり、したがって鈴木理論にはそれらを捨象していることから生ずる制約があるといえよう。さらに、それらの制約を一まず措くとしてもなお若干の問題は残る。

すなわち、社会生活の存続という点に焦点をあてたこの理論は、いわば強者の論理にもとづいているきらいがある。それは生活よりも生産が重視され、優先された時代を反映しているものと思われる。生活優先の認識がゆきわたっている今日、この点に一工夫いるであろう。

さらにいえば、個々の職業、個々の生活のパターンを、社会生活の存続という点からみて、“この生活は正常生活、あの生活は異常生活”という風に明確に位置づけることはむつかしいということである。たとえば、医者は病気にかかりみずからへの意思に反して社会生活の存続に貢献できない大勢の人のために、かれらの社会復帰を願ってその活動を行っている。弁護士と犯罪者についても同じことがいえる。これらの関連についても今後の課題であろう。

(5) 鈴木栄太郎、前掲書161～231頁。鈴木は五種の都市社会集団として世帯、職域、学校、生活拡充集団、地区集団をあげている。前二者はここでの用語とは異なるが内容は同じである。

期のどこにかれが属しているかによって異なっている。すなわち習学期にある者は家族（世帯）と学校を、職業期の者は家族と職場を、かれらの主な生活場所としている。さらに幼児期と老衰期の者は家族を唯一の準拠集団としているといえる。このようにみてくると、人が所属する集団は数多くあるものの、多くの人の依拠する集団はおおむね限られており、それらは家族、学校、職場ということになる。もう一步進めていえば、習学期の者と職業期の者とが個々の家の生活の型を支配している場合が多い。さらに、習学期は職業期を迎えるための予備的段階・生業習練期とみなしうる。だとすれば、職業期の生活こそが人生における最も正常な生活と考えられ、したがってそこで形成される集団すなわち職場が最も注目されなくてはならない集団だということになる。そしてその背後に学校、家族という集団が位置しているといえる。これら3つの中核的な集団に加えて、生活拡充集団と地区集団の2つの集団を合せた5つの社会集団を都市の基本的集団だと鈴木は考える。⁵⁾

もっとも、後二者の位置づけはきわめて低い。鈴木はそれらの集団について次のように述べている。「生活拡充集団は地区集団とともに、余暇集団と称しうるものである。正常人口の正常生活は世帯における

る生活と、職場又は学校における生活とにつくされている。世帯における生活の余暇か職場又は学校における生活の余暇の中に生じているのが、生活拡充集団と地区集団である。」⁶⁾ つまりこれら2集団は生活の中枢に位置するものではなく、余業であり余戯にすぎず、いわば生業の余暇に生活拡充のために同士相寄って形成する社会的集団を意味し、したがってこれらの集団を如何に綿密に調査してもそこからは何も出てこない、と鈴木は考える。このように規定された余暇集団——すなわち各種の文化団体、体育団体、レクリエーション団体、社交団体、同好会、研究会、講習会など——としての生活拡充集団の研究に対して過大の労力を投げる必要はないのである。⁷⁾

地区集団も生活拡充集団と同じく余暇集団に属するが、これが生活拡充集団と異なるのは次の2点に依るとされている。⁸⁾ すなわち、(i)一定の地域内に居住する者が悉く加入することを原則とし、(ii)個人ではなく世帯単位での加入を建前としている、点である。地区集団の典型例として町内会が挙げられている。この町内会は戦争中、上意下達、下意上通の自治組織として育成され、行政当局からすれば住民支配にとって好都合の道具であった。したがって、役所の事務をみずから進んで奉仕的に遂行する団体、あるいは市行政機関の末端機関としての事務をひきうける団体、としての市民組織すなわち町内会の再興には否定的な態度を鈴木はとっている。しかし、役所にも中央政府にも何の結びつきもない団体、統治者にとって役立たぬ団体、そのような自立独立の近隣団体こそが望ましい地区集団だと考えられている。

いずれにしろ、鈴木にあっては、これら2つの集団は先の3つの集団に比べてきわめて低く評価され、したがってそれらの集団の分析からは「都市の基盤

的構造とは関係のない、末梢的な現象における一時的な傾向が分る」⁹⁾ にすぎない、ということになる。

四 鈴木理論の検討

(1) 考察その1

さて、先の鈴木栄太郎の正常人口と正常生活の理論について以下若干の考察をおこなうことにしておこう。この理論は、都市社会は職業期にある人々が形成している職場集団を中心に展開されている、とする理論である。その結果、習学期にある者は職業予備軍としてとらえられる。したがって、幼児期あるいは老衰期にある者に対する言及はあまりなく、かれらの立場は不明確である。職業期の者がすべて老衰期、幼児期におけるような気ままな生活を持続すれば社会の存続は危ういという意味では老衰期・幼児期の者は異常人口に分類されてしまいそうである。しかし、人のおこないうる労働を、現在の状態においてではなく、これまでに行なった労働量、あるいは今後行なうと期待される量で測るとすれば、老衰期、幼児期に属する者を異常人口のカテゴリーに入れることは問題であるといえよう。また、かれらの生活時間の大部分は家族内および家族の位置する地域社会で費されるが、そこで正常生活を送るということはどういうことであろうか。それは親の庇護の下にある幼児はともかく、老衰期の者にとっては家族や地域社会と調和した生活を送るということであろうか。少くとも家族や地域社会から疎外された生活を送らないということであり、さらには地域社会にとけこんだ、又地域社会に対する強い関心をもった生活をするということであろう。だとすれば、かれらにとっては鈴木が重視しなかった地区集団や生活拡充集団が重要性をもってくるのではないだろうか。なお、主婦の場合も同じ疑問は残る。

(6) 鈴木栄太郎、前掲書217~218頁

(7) 鈴木栄太郎、前掲書218~221頁

(8) 鈴木栄太郎、前掲書222頁

(9) 鈴木栄太郎、前掲書218頁

次にいえることは、余暇活動と正常生活や異常生活との関連が不明確である、という点である。平日朝からパチンコ店や劇場が混んでいるということは「世帯と職場、世帯と学校とを毎日リズミカルに往復している所謂正常人口の生活とかけはなれている」¹⁰⁾点で、鈴木は異常生活とみなしている。休日や勤務時間のあり方が千差万別であることを考えると、それらをすべて異常生活と決めつけることは問題であるといえよう。各自が休暇をとって朝からパチンコに出かけたり、地域活動への参加を通して気分転換をはかり、明日の仕事への活力を得るのであれば、それらをもって異常生活とみなすことは困難だと思われる。これは連続して生じているわれわれの生活を、ある瞬間、ある側面で切りとて判断することから生ずるものと思われる。

この不都合をなくすために正常生活を循環運動としてとらえることが必要であろう。それはたとえば次のようなものから成り立つ。

- (i) 職場（学校）と家族との往復運動
- (ii) 往復運動の間に各種の余暇活動、地域活動が加わる。（これを鈴木が異常生活とみなしているのかどうかは不明確である。）
- (iii) 早退、欠勤、休暇、休日などを通してなされる余暇活動、地域活動。（これは異常生活とみなされている。）

これら(i), (ii), (iii)の生活のトータルなものが正常人口の正常生活というべきであろう。(iii)の生活はそれのみを切り離してみれば、社会の存続は危いという意味で異常生活といえるが、しかしこれは(i)を円滑化・活性化させる意味で必要であり、それがやがて(i)あるいは(ii)に転化していくものであるかぎり異常生活とはみなさない方がよいのではないだろうか。それはむしろ準正常生活というのがふさわしいようと思われる。したがって(i)の狭い意味の正常生活と、(ii), (iii)の準正常生活の往復運動をここでは広く正常生活と考えたい。

このように考えると、何度も異常生活の例として挙げた朝から劇場に人があふれ、パチンコ店が人で一ぱいであるという状況は次のようにも考えることが出来よう。事実異常生活者もいるであろうが、多くは先の循環運動の(i), (ii)に属する人であろうと。そうすると異常生活者とはどのような場合を指すのであろうか。われわれの日々の生活は先の(i), (ii), (iii)の往復運動であり、それらが循環しているかぎり異常生活はありえない、ということになる。そして(iii)中心の状態にふみとどまり続ける場合に異常生活が始まるといえよう。それはとりもなおさず異常人口への転化を意味する。すなわち、(iii)の様な生活をそのまま長期に亘って持続した場合、かれの属する職場はかれをそこから除外し、かれは正常人口であることすらできなくなるのである。くりかえしいえば、持続すれば異常生活したがって異常人口に転化していく状況にあるとはいえ、(iii)はそれが(i), (ii), (iii)という循環運動の一コマであるかぎり、準正常生活とよぶにふさわしいのではないか、ということである。なお、このように考えると、先に〔1〕で挙げた正常人口の異常生活というケースはありえないことになる。

最後に地域活動と正常生活との関連について述べておこう。職業期にある者の多くは自己およびその家族の生計を支えるべく仕事をもち、それを遂行することによって社会の分業体制の一端を担い、それを通して社会生活の存続に貢献している。かれらの生活が正常生活といわれる所以である。この職業活動の合間に、先の循環運動のパターン(iii)すなわち、余暇活動、地域活動がなされる。しかしそれに専念しすぎると正常生活を維持できなくなる。それは、余暇活動や地域活動はあくまでも生計維持手段たる職業活動すなわち(i)と調和を保つつづつ、あるいはそれを侵害しない程度においてなされるべきである、ということである。

しかし、地域活動はボランタリー、あるいは余暇

時間だけで十分出来うるものであろうか。これまでほとんどの地域がそういう状況であったといえよう。そうであったことが今日多くの地域で発生しているいわゆる地域問題の放置・解決の困難さを招いていることにつながっているといえよう。地域に生じている問題の解決にむけての仕事は本務の合間に余暇時間を利用しただけで十分処理しきれるものではないであろう。地域問題解決への課題遂行と生計維持手段の確保とは今の社会では両立させることは困難ではあるが、両立をはかる手段を模索せねばならないと思われる。

(2) 考察その2

鈴木栄太郎が「都市社会学原理」を著わしたのは昭和30年代のはじめである。当時の日本は農業中心の社会から工業中心の社会へ移行する過渡期にあたり、まさに経済の高度成長を開始しようとしていた時期であった。それは、国、企業、地域社会、個人の利害関係が重化学工業化の道をたどることでおおむね一致し、各主体は一丸となって経済効率の原則に徹し、所得倍増にむけて走り出す時期であった。どの地域も競って企業誘致につとめ、積極的な大型の工業化政策を採り、又設備投資の効果が餘々にあらわれつつあった。¹¹⁾ こういう時期に、職場を中心にして都市の社会構造をとらえようとするることは当然のなりゆきであった。

しかし時が経ち、バラ色にみえた経済の高度成長はやがて環境問題に代表されるような種々の地域問題やヒズミをもたらすことになる。それが契機となって住民自身はみずから生活の問題を真剣にうけとめはじめるようになってきた。それは地域の問題に無関心ではいられなくなったということであろう。しかもこれら深刻な生活上の問題は個人の力では解決されえず、集団の力で処理していかなければならぬことに住民は気づきはじめたのである。それは地区集団の形成を促すことにつながり、その最も組織化されたものがいわゆる住民運動であろう。

このように生活上の問題に关心が示されはじめている今日、鈴木のいうように地区集団や生活拡充集団は都市分析に必須の集団ではないといいきれるであろうか。

企業のあり方も鈴木の時代と今日とは大いに変わっている。労働時間の短縮あるいは週休2日制の導入などにうかがわれるよう今日ではかってないほど勤め人は自己の居住する地域社会とかかわりあう時間を多くもっている。経済の基調が安定成長に移行している今日、事業の拡張は期待できず、したがって高度成長時代ほどのポストではなくそのため職場での昇進はあまり望めず、生きがいをこれまでの仕事に加えて余暇時間の活用にも求めざるを得ないサラリーマンにとって、地域活動はまさにやりがいのある仕事になりうるのではないだろうか。主婦だけでなく男性が積極的に地域の問題にかかわり合っていく時期にきていると思われる。

「誰かがしてくれる」ではなく自分が地域活動に従事しなければならないということをわれわれは認識しなければならない。企業本来の仕事と同じく地域活動に従事することに意義、価値をみい出す必要があろう。そのためには当然そのような環境づくりを企業の中でもおし進める必要がある。

このようにみると、地域活動を支える場として地区集団は今日非常に重要な任務をもっているといえる。そしてこの地区集団が地域社会の形成に寄与することはいうまでもないことである。同時に、職場、学校、家族が地域社会との関係を深めていく中であたたかい地域社会が形成されるといえる。すなわち鈴木の挙げた5種の社会集団のうち、地区集団と生活拡充集団はその重要性を一段と増し、さらに、職場、学校、家族は地域社会との一層のつながりを要求されているといえよう。

III 地域社会の形成にむけて

先にも触れたように、鈴木栄太郎が都市理論を展

開してからすでに四半世紀以上経過し、その間に世の中は産業優先の社会から生活優先の社会に移行した。都市社会の状況はかなり変化し、当時はあまり重視されなかった地区集団、生活拡充集団の分析は今日では地域社会を理解する上で必須のものとなっていっている。

以下、地区集団、生活拡充集団をとりこんだ地域社会に焦点をあて、地域社会形成の問題を考える。すなわち、それは、学校、企業、家族が地区集団ないしは生活拡充集団の形成、維持、発展にどのように貢献し、ひいてはそのことが地域社会の形成にどのようにつながってくるかを考察することである。

(1) 企業(職場)

① 企業と地域社会

企業と地域社会とのかかわりあいの考察から進めよう。両者の関係をここでは次のように考える。すなわち、企業も地域社会の一員であるので、地域社会の構成メンバーとしての自覚とそれに伴う義務を果す必要がある、とするものである。それは、各企業は企業の立地している地域社会に発生している問題の認識およびそれの解決にむけての努力を、本来の企業活動と併せておこなうべきだ、ということである。たとえば企業の中に地域社会担当の部課を設けるのはその一案である。さらには、従業員にかれらの居住している地域社会における活動に積極的に参加することを奨励する(義務づける)制度も一案であろう。要するに、今日は、企業は地域社会の一員としての責任を果さなければならない時期にきている、という認識である。

この考えは地域をまとめてゆくのに企業のシステムを活用しよう、あるいは活用できるのではないか、ということにもとづいている。これは、たとえば、電気、ガス、電鉄、新聞社、金融機関などの企業が単独あるいは連合体の形で地方自治体と密接な連携を保ちながら、地域社会に生じている問題の解決につとめたり、あるいは住民をとりまとめてゆく、¹²⁾ ことができるのではないかという発想である。それは、地域活動を企業活動の一環とみなすという考えに立つものである。この考えに立てば地域活動を行なうこと自体が正常生活とよぶにふさわしいものとなる。

⑪ コミュニティバンク ¹³⁾

現にそのような活動を通して地域社会の形成、地区集団、生活拡充集団の形成・発展につとめている職場の実態を次にみることにしよう。それは京都信用金庫のいわゆるコミュニティバンクの事例である。¹⁴⁾

京都信用金庫は昭和46年コミュニティバンクのためのモデル店舗を開設し、以降今日まで積極的に地域活動にとりくみ、しかも大なる成果を収めている、金融機関である。このコミュニティバンクというのはどういうものであろうか。それは「時代と場所の変化に応じて地域のニーズを敏感にくみあげ、地域と一体的に機能する地域の文化形成主体である。もちろん顧客に対する営業活動はするが、地域に欠かせない一つの機関として融けこむことを常に志向する。その際には地域住民の生活のセンターとなり、親しまれる地域の目印となり地域に必要な施設を整える先導者」¹⁵⁾である。すなわち、コミュニティバンクは次の3つの活動を担うものとされている。(1)

(12) 椿田喜四夫 コミュニティバンク 198頁、玉野井芳郎、清成忠男、中村尚司共編、地域主義 学陽書房 昭和53年

(13) 地域社会という用語と類似のものとして、コミュニティがある。ここでは地域社会という用語に統一して用いているが、コミュニティバンク、コミュニティホール、コミュニティサービス、コミュニティスクールなどのように特定の言葉と対をなして用いられている場合にはそれらをそのまま使用した。なお、コミュニティと地域社会に関していえばそれらはおおむね同じだが、後者の方が前者に比べ範囲は若干大きいと考える。両者の関連については別の機会に譲る。

(14) C.D.I.(コミュニティデザイン研究所)編、コミュニティバンク論Ⅰ、コミュニティバンク論Ⅱ、昭和48年、53年 京都信用金庫、成川元次、企業のコミュニティ・サービス、326~339頁 松原治郎編著、地域の復権、学陽書房 昭和55年

(15) 成川元次、前掲論文 327頁

産業経済発展のための金融サービス：地域の企業に優先的に低コストの資金を供給する。地域の人から預かったお金は地域のために還元する。(2)地域住民の豊かな生活実現のためのサービス：暮らしの知恵、生活の工夫、グループやサークルの形成、人と人とのあたたかいふれあいの場の提供。(3)地域発展のための文化的ビジョンの形成：地域の文化を育て、地域に誇りをもてるようとする。

換言すればコミュニティバンクは金融サービスだけでなく、コミュニティサービスをも受けもつのである。コミュニティサービスとは地域で生活する人が快適に誇りをもって生活できるような、あるいはかれらに地域問題の解決をもたらしうるような、各種知識・技術の情報提供サービスであり、それらを通して生活拡充集団、地区集団の維持・発展をはかることである。なお、このコミュニティサービスは金融サービスの延長としてあるのではない。それは取引とは関係なく、地域の人々に利用してもらえるよう工夫されているという。そしてこのようなコミュニティサービスを提供すべく各店舗は、そのための専門の職員をおき、かれらに地域活動に対する企画・立案をまかせている。

⑩ コミュニティサービス

コミュニティサービスを機能的に提供するため、各店舗の設計には工夫がなされている。店舗の形、色は統一されておらず、地域にマッチした外観、色彩になるよう設計がなされている。コミュニティサービスをおこなうスペースとして次のものがある。¹⁶⁾

ロビー：営業時間の終了とともに地域に開放できるよう設計されている。

プラザ：ベンチ、電話ボックス、子供の遊び場、水呑場、公衆便所などが設置されている。

コミュニティホール：ホールの入口は営業用の出入口とは別に独立して設けられている。各種の展示会、講演会、趣味の教室、サークル活動などに利用される。1981年1月～6月の1ヶ月平均の利用状

況をみると、調査対象25店舗のうち17店舗で2日に1度利用されている。

母と子のサロン：主として子供のための図書コーナー。母親のボランティアで本の貸出を行なう。13店舗にこれがある。

以上のスペースを利用してサービスの提供がなされるわけである。現在300近くのサークルがあるといわれており、その活動はきわめて活発である。サークル活動は店舗内だけにとどまらず、たとえばジュニア野球リーグ、クラシックサロンなどのように店舗外でなされているものもかなりある。その際職員はすべて地域活動担当者として、たとえば野球の審判、ボーイスカウト、ガールスカウトのリーダーとなって積極的に活動している。

⑪ 企業の姿勢

金融機関は年齢、性別を問わず利用される場でありその意味で社会と広いつながりをもっている。とくに信用金庫は地域へのサービスを第1と義務づけられた金融機関であり、地域外への融資は一切認められず又原則的には地域外のサービスをしてはならないことになっている会員制度の、地域に根ざした企業体である。¹⁷⁾ その意味でとくに地域とのつながりの濃い、地域の発展とともに歩む金融機関である。しかし、そうであるからこそ京都信用金庫が地域活動を積極的におしすすめることができた、というのではない。コミュニティバンクとして同信用金庫の成功に大きくあずかって力のあったのは経営者とくに現理事長の地域社会にとりくむ積極的な姿勢であったろうと思われる。昭和37年にコミュニティバンク構想を発表し、その実現にむけて率先して努力してきたのは現理事長であった。多くの他の企業も地域社会とのつながりをもつべく多大の努力を出来るところからおこなっていくべきであろう。それは一に経営者の地域社会にとりくむ姿勢・態度にかかっていると思われる。上層部が地域社会とのつながりをもつことを奨励する（説く）ことによって、部

(16) C.D. I編 京都信用金庫空間計画100～109頁 昭和55年

(17) 植田喜四夫、前掲論文203頁

下はどれほど地域社会への関心を示しはじめることであろうか。これはタテ社会のわが国にあっては明らかなことであろう。又地域社会との連帶の維持が企業の業績と無関係でありえないことは、京都信用金庫の預貯金の飛躍的増大をみれば明らかである。

なお、周辺住民のコミュニティバンクに対する評価・態度はコミュニティサービスの利用の高さから推察されるところであるが、住民とバンクとの総合的な関連に関する調査は今後の課題として残されている。

(2) 学 校

① コミュニティスクール

学校は地域に万遍なく配置されている、唯一の、きわめて設備の整った公共施設である。この学校を地域社会の統合の場に役立てようとの願いをこめて、アメリカではコミュニティスクールが作られている。コミュニティスクールは一般に、学校時間と地域社会の人々の利用時間とを区別しないで、建物全体が地域社会のあらゆる年齢層に利用できるよう工夫され、教育活動ならびに他の公共サービス活動を提供する場と定義されている。¹⁸⁾ すなわち、そこでは学校が地域社会の生活の拠点として機能し、学校と地域社会とが対等の関係に立ち、地域の人なら誰でも何時でも利用できることが前提となっている。そして、学校が種々のサービスの提供、地域社会の形成、教育の統合を果すことをねらっている。つまり、地区集団、生活拡充集団が学校という場を通して維持・発展し、そのことがひいては地域社会の形成を促すということである。

② 神戸市の学校公園

わが国においても学校を地域のために開放する、いわゆる校庭開放は昭和 29 年東京都中野区ではじまり、以来全国各地でかなりの開放がなされている。

しかし、それらの多くは主として都市の過密対策の域を出ないもので、安全な遊び場を失なった子供たちに放課後の校庭を開放しようとする、いわば防衛上のものであった。その後、このような状態からさらに一歩進めて、地域社会の住民を対象とした社会教育、地域活動の場にまで学校開放を発展させ、同時に都市空間の中で学校が占める空間の価値を追究し、学校を中心とした市民生活のシステム化¹⁹⁾ や意図的に構造をつくる構想¹⁹⁾ が神戸市から発表された。それは学校公園と名づけられ、昭和 43 年のことであった。すなわちそれは学校施設や空間を単なる学校教育の場としてとどめることなく地域社会形成の中心にしようとするものである。

神戸市はこの構想を実行に移すべく種々の努力をはらった。学校公園を地域の核として考える以上、開放の対象は児童・生徒に限定されるべきでなく、又開放形態も運動場に固定さるべきでないとして、昭和 44 年から一般市民を対象に夜間運動場、夜間体育館、休日のプール、学校図書室を市民の余暇の利用・地域連帯の場として開放はじめた。

神戸市の学校開放の特色として次の点が指摘される。²⁰⁾ (1)学校開放校には市民主体の自主的な運営ができるよう、地域住民の代表者からなる学校施設開放運営委員会を設置していること、(2)地域社会形成の場として学校体育施設のみならず、図書室、教室をも開放し、市民の文化教養の向上をめざしていること、(3)団体やグループの利用だけでなく、不特定多数の家族や個人も利用できること、(4)新規建設する学校は計画当初から学校公園構想のもとに、学校開放を前提とした設計をしていること、などである。

神戸市は学校開放を地域社会の核すなわち生活拡充集団や地区集団の形成の場と位置づけ、その運営は先述の運営委員会にまかせている。この委員会は開放校ごとに運営委員会規約をもうけ、それに

(18) 青木正夫、地域の拠点としての学校、205頁、ジュリスト総合特集、現代人の生活拠点 16 18 昭和 55 年

(19) 神戸市企画局調査部、学校公園 45 頁。なおこの小冊子は昭和 43 年 4~6 月にかけて雑誌「都市問題」(東京市政調査会)に当時の助役宮崎辰雄氏(現市長)が発表した論文を、関連論文とともに再録したものである。

(20) 神戸市教育委員会 神戸市学校施設開放 9 頁 昭和 56 年

則って開放事業を行なっている。²¹⁾ 運営委員会のメンバーは地域の諸団体（P.T.A., 自治会, 婦人会, 青少年問題協議会, 体育協会）の代表者, 教職員, 開放管理者, 開放指導員などからなる。委員会では開放事業の企画・管理, 運営費の運用および学校と地域との連携につとめ, 開放事業そのものは教育長から委嘱された開放管理者, 開放指導員があたっている。

昭和 44 年の学校開放以来今日までの施設の利用状況は表2のとおりである。²²⁾ 当初は校舎と校庭の間に金網を張り, 専用便所を設け学校管理との区分を明確にした校庭開放が主であったが, 徐々に開放の形態も増えている。昭和 54 年度末では 11 の開放の形態がとられ, 311 の学校が 341 の開放施設を設けている。利用者数は 205 万を数えた。ちなみに昭和

48 年の状況は 10 形態, 199 施設, 89.6 万人であった。

⑪ 高倉台小学校

次に学校公園構想を最もよく具体化した例として昭和 48 年建設された須磨区の高倉台小学校をとりあげてみよう。

高倉台小学校のある高倉台団地は須磨ニュータウンの一環として位置づけられ, 人口 12,000 人の典型的な一近隣住区としてのまとまりをもつ団地で, 学校開放を前提として団地建設が進められたのである。すなわち, 団地の中心部に近隣センター, 小学校, 近隣公園, 幼稚園, 保育所, 中学校等を軸状にまとめ, とりわけ学校公園を中心に地域づくりがなされている。この学校公園構想には次の 3 つの特徴があるとされている。²³⁾ 第 1 は小学校と公園の相互

表 2 年度別学校施設開放利用状況

年度別 開放形態	48 年度		49 年度		50 年度		51 年度		52 年度		53 年度		54 年度			
	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数		
学 校	運動公園	28	166,113	30	196,288	31	272,099	38	271,776	38	315,871	36	362,990	39	389,286	
	児童公園	40	191,986	46	231,659	46	284,709	46	314,468	48	351,819	50	381,087	53	363,946	
	夜間開放	15	47,801	17	59,581	19	89,672	21	87,661	28	108,688	25	185,797	27	118,184	
	休日開放	6	9,798	8	13,696	8	14,269	8	17,516	8	27,287	10	19,757	10	21,856	
公 園	体育館	夜間開放	11	44,601	14	69,651	17	84,969	19	90,876	21	100,180	25	118,185	29	134,917
	休日開放		-		-				-		-	2	8,181	4	18,218	
	プ ール	夜間開放	29	104,894	36	138,016	42	141,822	47	171,708	54	181,125	61	212,915	69	220,736
	休日開放	6	8,159	8	8,567	8	10,200	8	11,928	8	10,560	7	12,298	7	11,308	
	市民図書室	20	243,291	24	325,282	27	395,109	30	408,936	32	504,217	34	549,877	36	586,445	
	教室開放	39	58,618	50	91,672	58	110,281	56	187,182	56	167,707	59	164,179	62	156,465	
	幼稚園庭開放 (幼児のひろば)	5	22,308	5	24,802	5	28,449	5	27,514	5	29,787	5	31,898	5	28,170	
	計	199	896,564	238	1,154,209	256	1,481,579	278	1,589,055	288	1,797,241	314	1,947,104	341	2,053,476	

プール限定開放	213	489,119	226	685,447	282	689,959	164	290,515	191	351,580	198	883,402	210	416,494
---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------

合 計	412	1,385,683	464	1,789,656	488	2,071,538	487	1,829,570	479	2,148,821	512	2,330,506	551	2,469,970
--------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------

[出典] 神戸市教育委員会: 神戸市学校施設開放

(21) 神戸市教育委員会, 前掲書 23 頁。

(22) 神戸市教育委員会, 前掲書 1 頁, 57 頁

(23) 神戸市教育委員会, 前掲書 76 ~ 78 頁

利用ということである。つまり授業中は小学校が近隣公園（小学校に隣接して位置している）内のグランドを優先利用し、放課後や休日には公園を地域に開放しようとするものである。第2は開放ゾーン、非開放ゾーンの設定である。つまり低学年棟や管理棟は非開放ゾーンとして一ヶ所にまとめ、それ以外の施設はすべて開放しようということである。開放ゾーンは2つに分けられ、一方は常時住民の憩いの場として自由に利用できる自由開放型であり、他方は地域のサークル、団体など責任の所在の明確な住民組織に開放する制限開放型である。前者ではコミュニティ広場、体育館、市民図書室、校庭、プールが、後者では視聴覚教室、家庭科室、音楽室が開放されている。

第3は高低分離構想である。これは児童の校内生活圈を高学年の児童の使用する空間と低学年児童の使用する空間とに分け教育効果をあげようとするものである。

このように神戸市では学校公園構想を軸に地区集団、生活拡充集団のほりおこしをはかり、地域社会の形成につとめている。成果は着実に上っているもののこの構想に問題がないわけではない。そのいくつかを指摘だけしておこう。従来の学校は学校教育に限定して設計建築されており、学校開放をおこなう上で設備・施設上の不都合・制約を免れがたいこと。利用者のマナーの悪さ。事故に対する対応、指導員への報酬などに代表される管理運営上の問題、等々。それら一つ一つの解決が学校公園を真に住民のためのものにしていくことにつながっている。そしてそのこと自体が地域社会の形成に寄与することはいうまでもないことである。

(3) 家族(世帯)

① 家族の機能

家族はかつてはきわめて多くの機能を有していた。しかしそれらの多くを今日では外部の専門的機関に

譲り、性、経済的協同、生殖、教育の4機能が家族の担うべきものとして残されているにすぎないきらいがある。しかし、家族機能の外部機関への委譲、それに伴なう家族機能の縮少化は家族集団の重要性の低下を意味するものでは決してない。むしろすぐれて家族集団の第1次集団としての意義は、今日の社会的状況との関連でみるとかぎり、一層増加しているといわなければならないであろう。疎外、孤独感に悩まされやすい現代の社会状況にあって家族は、たとえば、「団らんの場」、「憩いと安らぎを与える人間性を回復する場」としてのような大きな意識を担わされているはずなのである。

しかし現実に個々の家族はこれらの機能を十分に担っているといえるであろうか。決してそうではないであろう。家庭内の人間関係は安定しているというよりはむしろ緊張関係にあるというのが大方の意見であろう。家庭内暴力をはじめとして家族関係のヒビ割れに関する新聞記事の顕著な増加がこのことを如実に示しているといえよう。

② 家族の形態

家族と類似の内容を示す用語に世帯がある。一般に、世帯とは住居と生計を同一にする者の集団であり、別居他出している家族員はこれに含まれない。この点で世帯は家族員数よりも小さいが、他方同居して日常的に家計をともにする非血縁者をも含む点において家族よりも多い。家族の主要部分は世帯員として同居し又世帯員の中核部分は家族なので大部分の場合は重複しており、世帯の構成をもって家族の構成とみなすことがほぼ出来るであろう。²⁴⁾

このように考えて、統計上の制約から家族を世帯で代用して把握することにする。

普通世帯（寮居住者や単身下宿人などの準世帯を除いたもの）の推移をみると、表3のとおりである。²⁵⁾普通世帯の1世帯当たり人員は大正9年から昭和30年頃までは4.9～5.0人の間にあってほぼ5人程度であった。しかし、その後人口増加率を大巾に上

(24) 湯沢雍彦 図説家族問題 2頁 日本放送出版協会 昭和48年 尤も単身赴任者は増加の傾向にある。

(25) 総理府統計局、我が国の人口、昭和50年、昭和55年版

表3 世帯数、平均世帯人員の推移

	普通世帯数	1世帯当たり人員
大正 9年	11,122	4.89
14年	11,903	4.87
昭和 5年	12,600	4.98
10年	13,383	5.02
15年	14,214	4.99
20年		
25年	16,425	4.97
30年	17,540	4.97
35年	19,871	4.54
40年	23,280	4.05
45年	27,071	3.69
50年	31,385	3.44
55年	34,083	3.32

[出典] 総理府統計局:わが国の人団

まわる世帯数の増加により1世帯当たり人員は着実に減少し、昭和40年4.1人、昭和45年3.7人、昭和50年3.4人、昭和55年3.3人である。²⁶⁾

このような1世帯当たり人員の減少は世帯の形態の変化とどのように関連しているであろうか。1世帯当たり人員の減少に伴なって次のような形態上の変化が認められる。すなわち表4のように、単独世帯が着実に増加しそれにひきかえ「他の親族世帯」の比率の低下がみられること、換言すれば家族構成が複雑なものからより単純なものへの移行がみられる。さらに65才以上の親族のいる世帯に関しては、それらの普通世帯に占める比率は昭和50年の21.9%から昭和55年には23.6%に増加し、かつ単独世帯、夫婦のみの世帯の比率も上昇している。

このような世帯の形態の変化は1世帯当たり人員の減少とともに、家族が本来担うべき機能の遂行を困

難にしているといわざるを得ないであろう。とくに単独世帯についてはそうであろう。

われわれは家族の形態とならんで家族周期にも十分の注意を払う必要があろう。家族周期の段階によって、家族の地域社会へのニーズや対応は異なったものになるからである。たとえば、同じ3人からなる核家族の場合でも若夫婦と3才の子供とからなる

表4(i) 普通世帯数

	昭和40年	45年	50年	55年
普通世帯	28,286 (100)	27,071 (100)	31,385 (100)	34,083 (100)
親族世帯	21,385 (91.8)	24,059 (88.9)	27,028 (86.1)	28,642 (84.0)
核家族世帯	14,583 (62.6)	17,186 (68.5)	20,071 (64.0)	21,595 (63.4)
その他の親族世帯	6,801 (29.2)	6,874 (25.4)	6,957 (22.2)	7,047 (20.7)
非親族世帯	88 (0.4)	100 (0.3)	72 (0.2)	58 (0.2)
単独世帯	1,813 (7.8)	2,912 (10.8)	4,285 (13.7)	5,383 (15.8)

(単位:千人、カッコ内は%)

(ii) 65才以上の親族のいる普通世帯数

	昭和50年	昭和55年
普通世帯数	6,875 千人	8,029 千人
親族世帯	6,262	7,183
核家族世帯 (夫婦のみ)	1,778 (906)	2,308 (1,269)
その他の親族世帯	4,483	4,875
非親族世帯	12	11
単独世帯	602	835
普通世帯(i)に占める65才以上の親族の普通世帯比率	21.9%	23.6%

[出典] 総理府統計局:わが国の人団

(26) 昭和55年については、1%抽出集計結果による。

家族、中年夫婦と小学生からなる家族、他の子供が他出したため老夫婦と結婚適齢期の末子とからなる家族、では地域社会に対する対応、すなわち地域施設の利用や近隣関係のありかたなどにきわめて大きな差異があるといえよう。なお具体的な家族周期の設定およびそれらの地域社会への適用例などについては別の機会に譲ることにする。

⑩ 家族と地域社会

われわれが先にみた家族の機能、形態を地域社会との関連の観点から以下簡単にみておこう。

家族の機能や形態は地域分析をおこなう際に常に念頭においておかなければならぬ変数である。機能に関しては、すでに先に指摘したように家庭内にみられる親子の断絶、家庭内暴力、さらには成員同士の冷たい緊張関係はあとを断たない。このような家族の逆機能的側面と地域活動との関連はどうかといえれば、家族機能がうまく作用せずして地域活動に積極的な参加をすることはできないであろうという考えが多い。しかし逆に家族の逆機能を地域社会でカバーできないかという議論もなりたつ。いずれも両者のかかわりを認めている点では共通しているが、前者は家族機能の正常化を、後者は地域活動の必要性をより強調している。次の報告例は後者の側に立つものである。親子で衝突の絶えなかった父親が地区内の少年野球のチームのコーチを引きうけざるを得なくなり、それが契機となって、親子の関係が快方に向った、と。

すなわち、地域活動が活発化するためには家庭内の緊張処理がある程度はなされていなくてはならないであろうし、逆に家庭内の緊張処理が地域活動の活発化、正常な近隣関係の維持・発展によって、なされることもある、ということである。つまり、家庭内の問題と地域活動への参加は連動しており、一方の前進は他方の前進を導くということになるのであろう。

家族の形態に関しては、一世帯当たり世帯人員の減

少、世帯の形態の変化によって家族機能の代替を地域社会に求めざるを得ないことが多くみうけられるようと思われる。とくに老人の単独世帯の増加は地域住民の暖たかい近隣関係の発展・維持を必要としているといえよう。他方、企業体などに家族機能の代替を求める若年層の単独世帯がかなりあることも事実である。かれらにとって地域社会はベットタウンにすぎず、地域活動は関心外のことであるかもしれない。しかし、地域に関心を示さないかれらを地域にひきつけるためにも企業の地域活動に対する積極的姿勢が要請されるのである。

〔Ⅺ〕むすびにかえて

地域社会を形成していく上で考慮に入れなくてはならない集団について論じてきた。企業、学校については、それらが生活拡充集団、地区集団の形成のキッカケに、さらには地域社会形成の核になりうる例をみてきた。とくに企業にあっては正常生活の一環として地域活動への積極的なかかわりを促している例をみた。どの企業も先述のようにはなり得ないことは事実であろう。企業が地域活動に積極的にとりくむかどうかは経営者の姿勢如何にかかっている面が大きく、その点で企業上層部の社会的責任は今後一層重いものになるであろう。家族にあっては機能、形態の両面から考察をすすめたが、単独世帯の増加は地域社会の形成に微妙な影響を与えている。

さて最後に、以上の3集団を共通な何かでつなぐことを考えてみたい。そうすることを通して地域活動を活発化するにはどうすればよいかを考えたい。

三者を連結するものとして、「学習する」ということを強調しておきたい。何を学習するのかといえば、²⁷⁾ i) 地域を知ることを学習する、ii) 私生活主義²⁸⁾ の延長に関する学習である。

(i)に関していえば、これまでわれわれはどの分野においても中央中心の知識を学んできたが、それら

(27) 棚村純一、生涯学習運動という地域の復権、松原治郎編著 地域の復権、学陽書房 昭和55年

(28) 安田武・利谷信義、家族共同体の崩壊とこれからの血縁関係 ジュリスト総合特集No.18、現代人の生活拠点 昭和55年

に加えて自分たちの身のまわりのことをもっと知り、又それについて学習すべきだということである。テレビ、新聞のニュースにならない自分たちの地域社会のなかに多くのよさを見い出すことである。それはうもれているものの再発見である。学校においては各地域社会に適したカリキュラムをある程度とり入れ、自分たちの居住している地域社会のことを教え、又それについて考えさらには親しみを感じさせるようになる必要がある。家庭にあっては、長所、短所をも含めて地域のことを多方面から学びとり、他地域の人に自分たちの地域のことを説明できるよう努めすべきであろう。企業にあってはそれが立地している地域社会はどういう地域なのかを従業員に周知徹底させる必要がある。地域への関心のみならず、地域活動に積極的に従事させるように義務づけることも一案であろう。そうすることによって若年層の単独世帯の地域への関心を喚起することになるであろう。

われわれは自分たちの居住する地域への認識を深めるべく地域社会について種々学習する努力を怠ってはならないであろう。地域を知ることによって地域を大事にする気持が生まれ、それが他地域の存在をも認めることにもつながると思われる。地方自治

体の種々の P . R . もその意味で重要なことだと思われる。

(ii)に移ろう。これは各家庭にあっては自分の所有する家のみが自分のものではなく、自分の家の周りの道路、公園、遊園地、ひいては行楽地等々をも自分のものの延長だと考えるということである。自分たちの税金で作られた多くの施設は自分の所有物の延長だと考え、したがってそれらの施設の破壊は税金のムダ使いになると認識しよう、ということである。企業のそばを流れる川はその企業の所有物の延長だと考える。そうすることが、たとえば工場廃液の流し方にも配慮を払うことになるだろう。又学校公園は自分たちの学校だという意識をもち、だから自分たちで管理運営していかなくてはならないと認識すべきである。

このように、自分たちのものの延長ということを学習することを通して、いわゆる公共性が芽生えてくるものと思われる。このような学習は当然価値観の多少の変更を伴なうことになるであろう。

参 考 文 献

- 鈴木栄太郎 都市社会学原理 有斐閣 昭和 32 年
松原 治郎 地域の復権 学陽書房 昭和 55 年